

「社会的排除」概念の解釈と日本の社会福祉への活用の可能性

武 田 英 樹

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第65号抜刷）

論 文

「社会的排除」概念の解釈と日本の社会福祉への活用の可能性

The Interpretation of the "Social Exclusion" Concept and Its Possible Application in Japan's Social Welfare

武 田 英 樹

要 旨

本論では、第1に社会的排除（Social Exclusion）の概念が欧州を中心にどのように用いられているのかを整理する。第2に社会的排除の概念における研究者達の定義や解釈について浮き彫りとさせる。第3にその共通性を見出し、この「社会的排除」について、筆者なりの概念定義を試みる。第4に社会的排除の概念を日本で活用することへの有効性や問題点について検証する。

Abstract

This paper reports on following matters. At first arranging the concepts of Social Exclusion is using mainly in Europe. Carving in relief about its definitions and explanations of researchers. The third problem is discovering commonalities of Social Exclusion, and trying interpret definition of myself. At last, verify the availabilities and problems to utilize its concept in Japan.

キーワード：貧困 社会的排除 社会福祉

はじめに

社会的排除（Social Exclusion）という概念はそれほど新しいものではない。1992年には欧州委員会において社会的排除が定義づけられている。近年では、ヨーロッパ諸国を中心に我が国においても、貧困をより拡大した視点で捉える概念として注目を集め、各国の社会政策に用いられている。しかし、この概念は世界共通の解釈のもと社会政策において用いられているのだろうか。実際のところ、必ずしも統一されたものではないのが現状といえる。また、時代の流れの中で社会自体も変化し、貧困を捉える具体的な指標も変化していくのが当然の流れといえる。

また、近年の市民社会のあるべき姿として、「共生社会」「シティズンシップ」「ローカルガバナンス」「社

会的包摂」等も社会福祉の分野以外でもよく用いられている。では、これらのキーワードが目指す姿はどのようなものなのであろうか。それは社会的排除と対極する姿であるといえよう。

近年では日本でも社会的排除という用語が頻繁に用いられている。しかし、社会的排除という用語が一般化していく過程で、社会的排除の概念が一般に認知されて使用されているとは言い難い現状がありはしないであろうか。社会的排除という用語にはインパクトがあり、注目を集める用語であることは否めない。一方で社会的排除という用語を用いることで、問題の焦点をぼやかされ、用語だけが一人歩きする危険性があるのではないだろうか。場合によっては、社会的排除の概念に共通認識がないままに、福祉政策が理念、方針

ありきで具体性に欠けるようなことにならないだろうか。各自治体で立案される様々な計画が具体性に乏しく、評価することが難しいという現状に拍車をかけることにならないだろうか。さらに社会的排除という概念を安易に用いることで支援現場におけるソーシャルワーク実践が何を指すのかをぼやけさせてしまうことにはならないだろうかといった不安を抱いている。

以上のことを踏まえて、本研究では2000年初頭までの国内外での取り組みや研究経過に焦点を当てつつ、次の3項目へのアプローチを試みたい。

- ①社会的排除 (Social Exclusion) の概念が欧州を中心にどのように用いられているのかを整理する。
- ②社会的排除の概念における研究者達の定義や解釈について浮き彫りとさせる。
- ③その共通性を見出し、この「社会的排除」について、筆者なりの概念定義を試みる。
- ④社会的排除の概念を日本で活用することの有効性や問題点について検証する。

1. 社会的排除概念への研究経過

本章でのねらいは、日本における社会的排除の解釈をもとに各国の取り組みを比較検討することでその共通性を見出すことにある。よって、ここでは日本の研究者たちの業績をもとに各国における「社会的排除」概念について整理していく¹。そして、後述する日本国内で「社会的排除」概念をどう活用していくべきかの検討に繋げていきたい。

1. ヨーロッパ諸国における「社会的排除」概念と取り組み

ヨーロッパ諸国 (フランス・イギリス・EU) における「社会的排除」概念と各国の社会政策との関係についてみていく。

「排除」という概念を社会政策として先進的に取り入れたのはフランスといわれている。「社会的排除」としては、1980年代になってEC/EUのアリーナに登場した。フランスでは、所得格差の是正よりも、社会的連帯の創造による「統合」や「参加」の必要性が強

調されてきた²。よって、貧困というどちらかといえば貨幣的な視点を超えて、個人、世帯、もしくは地域における社会関係に視野を広げ、その関係性の不十分さを「社会的排除」として問題視したものといえる。

しかし、社会的排除は労働市場と関係の深いものとして、その対象を捉えることが多い。都留によると、「失業者、とりわけ長期失業者たち、安定雇用のあてのない青年たちは、労働市場から排除されただけでなく、社会生活から次第に遠ざけられていく。彼らは、それは経済的な意味での貧困を超えて社会的排除 (exclusion sociale) に陥った典型的な人々とみなされるようになった」³。そして「家なし」、「不良住宅居住者」の人々は「雇用の喪失または不安定化によってノーマルな住宅から排除され、そして社会権や市民権も剥奪された社会的排除 (exclusion sociale) の極限状況にある人々と位置づけられた」と述べている⁴。

いずれにせよ、フランスにおける社会的排除に対する捉え方は、共同体の崩壊による社会的連帯の欠如を表している。その結果、社会から溢れ出た (出された) 人たちを排除の対象としている。これは貨幣的指標で捉える貧困と同じではなく、貧困を含むより広い概念であるといえる。

社会政策的には、ブレア政権以降のイギリスは社会的排除について積極的な取り組み姿勢がうかがいとれる。社会的排除は、労働党の政権復帰以前にはほとんど用いられていなかった概念である。しかし、1997年8月の段階ではイギリスの社会政策における中心的な概念となっていた。1997年12月には、社会的排除ユニット (Social Exclusion Unit: SEU) を首相直属に設置し、1999年10月に、貧困と社会的排除の取り組みを公表した⁵。2002年からは副首相管轄となり機動性を高めていくことになる。

この社会的排除ユニットは「ホームレス」「不登校・退学」「地域再生」「10代の妊娠」「青少年問題」を主要課題として設定し、ボランティア組織を巻き込みながらも、プログラム立案、実施地域、実施機関の選定、指導などの強力な権限を持った中央集権型の組織となっているが各省庁を超えた横断的な組織であること

が特徴といえる。小笠原によると、社会的排除ユニット（Social Exclusion Unit：SEU）は、時限評価制ではあるが「失業や低熟練、低所得、劣悪な住居、高い犯罪発生率、健康状態の悪さ、それに家庭崩壊といった相互に関連性を有する諸問題の組み合わせの中で個人または地域がさらされている場合に生じる可能性のある状態についての簡潔な表現である」とされている⁶。

また、小玉らによると、イギリスでの「貧困ならびに社会的排除と闘うためのナショナル・アクション・プラン（NAP）」は基本的にすべての人々を対象としながらも、大きく分けて次の2つの対象に焦点を当てている。その一つ目は「社会的排除を受けている（可能性のある）人」で、「子ども（学校教育から排除された者や仕事・職業訓練などから排除された若者、10代の妊婦など）、仕事をもてない人々、野宿者、年金生活者の貧困、ドラッグやアルコール依存症、障害者、マイノリティなど社会的不利益をこうむっている人々など」である。二つ目は、「衰退地域」で、「さまざまな問題が重なり社会的排除から脱することが困難な地区」、すなわち「集中的な施策の展開が必要である」地域である⁷。イギリスにおける社会的排除は単一の問題からではなく複数の問題によって起こるという見解といえよう。そして排除の対象は個人だけではなく地域も含まれ、その対極に社会があったとした。

さらにEUに視野を広げてみると、社会的排除概念はいまや、EU諸国全体の共通用語として社会政策に用いられている。EUレベルでは、欧州委員会が発表した「連帯の欧州をめざして：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す」（1992）において、「社会的排除」の概念について次のように述べられている。

「社会的排除は、過程と結果としての状態と双方をさすダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得をさすものとしてあまりにもしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除さ

れていくメカニズム有する、多次的な性質を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいてはサービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである⁸。そして、1999年に発効したアムステルダム条約137条に「社会的排除」との闘いが明文で言及されるに至っている。

2000年12月の欧州基本憲章34条3項にも、「社会的排除及び貧困と闘うために、連合は、品位ある生存を確保するための社会扶助及び住宅扶助に対する権利を、共同体法並びに国内法及び慣習に従い、十分な資力を持たないすべての者に認め、かつ尊重する」という規定が盛り込まれ、EUが「社会的排除」に対して真剣に取り組む姿勢がより明らかにされた⁹。そして、「加盟国政府が欧州委員会に対して2001年から2年おきに『貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン』を提出することを義務づけた」¹⁰。

EUでは、社会的排除に対して各国が理想や目標を語るだけでなく、具体的な計画を策定することで、各国が評価可能な形でこの問題に取り組む姿勢をもつことが共通認識となったといえよう。

2. 社会的排除の指標

これまでの貧困概念は所得を中心とした物質的な資源不足の問題として捉えるものである。例えば、エンゲル方式のように最低必要栄養量を基礎として食費を算定し、家計全体の支出と食費の関係を算定し、最低生活費額を把握する方法がある。また、OECDの貧困基準としては、国民の平均的な所得水準の50%以下、あるいは60%以下の所得階層を貧困とする考え方を採用している。EUによる貧困線は「各国所得中央値の60%」である。よってその指標も所得の量的指標による把握が中心であった。

しかし、社会的排除の指標では所得以外の生活過程にも拡大したものである。非貨幣的な指標となるキーワードがいくつも確認することができる。それらは、「共同体」、「社会交流」、「社会参加」、「社会保障」、「失業または不安定雇用」、「生活の不安定化」、「住宅

状況」や「健康の弱化」、「社会的地位の劣化・低下」、「家族関係」や「私的援助」、「社会的紐帯の切断」、「文化的」などである。これらのキーワードが具体的に何を指し、どうなることが社会的排除の状態といえるのかを明らかにする取り組みがEU各国でその指標づくりとなる。各国が明らかにしていく社会的排除の指標が個人及び地域の社会的排除の状態を具体的に示しているかということが、問題状況のアセスメントだけではなく、その後の計画立案、実施、評価へと大きく影響することになる。

II. 国内の研究者達の見解

次に日本における「社会的排除」に対する研究者達の見解をみている（表1）。

都留は、フランスにおける社会的排除の概念について、参入最低限所得（RMI）法（1988）をあげながら、労働分野を社会的排除の出発点とした捉え方をしている。社会的排除が労働者のみに起こっている現象とはいえないが、社会の広範囲において排除のプロセスを把握するものとした¹¹。

岩田は人間同士または人間と社会の関係性に注目し、物質的資源の再分配で解決は不可能としている点の特徴といえよう¹²。

所の見解は排除の前提に貧困状態があるとする。ライブフリードと同様に社会の外側へと押し出されることとしている。貧困を前提にする点ではハネッシュとも幾分か類似した見解と思われる¹³。

遠藤のいう否定された状態とは排除された側が「国家・公権力や私人という他者とのかわり、交わり」を禁止されているように捉えることができるが、否定されていると言うよりは拒否されているということではないだろうか。遠藤の見解で注目すべきは、社会的排除を「共同体」のメンバーではないことを明らかにするものとして捉えている点である¹⁴。

岡部の見解では社会的、経済的、経済的に加え文化的という文言が加わっていることが興味深い。周知の通り、国民は健康で文化的な生活が憲法で保障されている。そして文化的生活にこそ人間存在の意義がある

と考える¹⁵。

石塚は社会的弱者を対象にし、所、岡部と同様に周辺に追いやられるマージナル化状態と表現した¹⁶。

杉村は、「社会的排除という概念は多義的でありまいたな面があるにもかかわらず、その効用は本来社会的統合をめざすべき諸社会制度から排除されるという側面が強いために、なぜそれぞれの社会制度が特定の人々を排除するのかという原因に人々が目を向けることを可能にし、その解消、緩和の方向も考え易くすることにある」と述べている¹⁷。そして、日本における社会的排除は、重層構造の中で営まれる国民生活における社会的統合システムの中で起こるとし、第1次的排除、第2次的排除、第3次的排除の3つに分類して説明している¹⁸。

III. 社会的排除の共通的理解

1. 「社会的排除」概念の共通性

「社会的排除」概念について、各国並びに国内外の研究者達の見解および取り組みについてみてきた。周知のように各国、研究者それぞれによってその捉え方は一様ではない。敢えてこれらをまとめてみると概ね以下のような共通性があると考えられる。

- ① 貧困が所得を代表とする物質的資源を指標、いわゆる低所得として把握されていたのに対して、社会的排除は社会参加などの被貨幣的な要因を含んだ複合的な捉え方をしている。
- ② 貧困が個人やコミュニティの静態的な状態ないし結果を把握するのに対して、社会的排除は動態的なプロセスを重視して、その把握がなされる。
- ③ 当事者個人の問題ではなく、誰から、何から排除されている（されつつある）のかという社会の関係性に焦点を当てている。
- ④ 市民社会、公共性からの排除という側面を強調したものである。
- ⑤ プロセスから評価することにより、事後対応ではなく、予防的視点をもつ。
- ⑥ 社会的排除は社会的統合と対極に位置するものである。

表 1 社会的排除の定義

研究者	定義	文献
岡 伸一	今のところ、『社会的排除』とはホームレスの問題や貧困問題と同等視されつつあるように思われる。だが、『社会的排除』は単なる社会保障の対象としてはるかに広い意味で使用されているように感じられる。	岡伸一：趣旨 社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」, 海外社会保障研究No.141, 2, 国立社会保障・人口問題研究所 (2002).
都留民子	「排除」は「貧困」と密接な関係をもった概念である。	都留民子：フランスの「排除 Exclusion」概念－わが国の社会問題に使用することは可能か－, 海外社会保障研究No.141, 4, 国立社会保障・人口問題研究所 (2002).
	<u>失業または不安定雇用を出発点として、生活の不安定化、住宅状況や健康の弱体化、社会的地位の劣化・低下、さらには家族関係や私的援助、社会的紐帯の切断、そして社会（人間の共同的社会）そのものから脱落という全過程を把握する概念である。</u>	都留民子：フランスの貧困と社会保護－参入最低限所得（RMI）への途とその経験－, 64, (2000).
岩田正美	社会的排除は、ある人々と社会、あるいは社会のなかの利害関係を異にする人々に焦点をあてた概念とされている。 社会的排除は所得に代表されるような物的資源からとらえる貧困や、その帰結としての再分配政策では問題が解決されないことを強調する概念である。	岩田正美：英国社会政策と「社会的排除」－近年のホームレス政策の混乱をめぐる－, 海外社会保障研究 No.141, 29, 国立社会保障・人口問題研究所 (2002).
	社会的排除という概念が一致した定義で使われているわけではないとし、その発祥はフランスにおける若者の長期失業などが従来の社会保障制度では対応できなくなっている「新しい貧困」に着目した捉え方にあるとしている。そして排除の概念が貧困予防システムの網から落ちた長期失業者から大都市の内部や周縁部に蓄積された「異質な集団」への焦点がおかれ、福祉制度に結び着かない人全体へと広がり、ヨーロッパ全体に広がる過程で「経済、政治、文化のあらゆる側面で、通常の機会や制度から切り離された人々の問題を包括的に示す」ようになった。	岩田正美「新しい貧困と『社会的排除』への施策」三浦文夫監修宇山勝儀・小林良二編著『新しい社会福祉の焦点』光生館, 239 (2004).
所 道彦	ソーシャルエクスクルージョンに関して一致した定義は存在しないが、『 <u>貧困が、単なる物質的な欠如にとどまらず、貧困状態におかれた、個人、家族、地域を社会のメインストリームから外へと押し出してしまふこと</u> 』を意味する。	所道彦：イギリスにおける社会保障政策の展開－ソーシャル・エクスクルージョンとニューディール：寺久保光良・中川健太郎・日比野正興編：大失業時代の生活保護法, 239, (2002).
遠藤美奈	社会的排除の概念を通じて明らかにされるのは、排除されている状態にある者が <u>共同体の十全たるメンバーではない</u> ということである。 社会的排除は、『国家・公権力や私人という他者とのかかわり、交わり』が全面的にしる、部分的にしる、否定された状態といえる。	遠藤美奈「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解－自立と関係性の観点から－, 齋藤純一編：『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家／社会的連帯の理由』172, ミネルヴァ書房 (2004).
岡部 卓	「社会的排除」とは、「広義の意味での貧困、社会問題、社会的抑圧と置き換えて考えることができる概念であり、それは、 <u>人びとが、経済的にだけでなく社会的・文化的・政治的な意味においても、社会の周辺あるいは外部に置かれていることが含意されている</u> 」	岡部卓：地域福祉と社会的排除－ホームレス支援の課題と展望－, 人文学報No.339 社会福祉学19, 70, 東京都立大学人文学部 (2003).
石塚秀雄	社会的弱者（高齢者、障害者、片親家族、若者、非熟練失業者、社会的少数派、移民など）が経済的条件だけではなくて、社会的な条件からも排除されて、 <u>社会の周辺に追いやられている</u> （マージナル化）状態。	石塚秀雄「今日の福祉国家における貧困及び社会的な排除との戦い」月刊福祉2001年8月号, 36.

注) 下線は筆者。

これらから分かることは、貧困は重要なファクターではあるが、貧困そのものが社会的排除というわけではない。いわゆる社会的排除は様々な問題が複合的に折り重なり、時間軸（プロセス）と公共空間のなかでの相互作用により生起する（しつづける）状態を指すものであり、その捉え方はあくまでも概念である。

2. 社会的排除の対象

「社会的排除」概念は、「貧困」概念よりも広い範囲の社会的問題状況を包摂しており、その対象もおおのびと拡大されることになる。

これまでにあげた各国や研究者の見解や指標から社会的排除の対象と成りうる（可能性のある）ケースを具体的にあげるとするならば、高齢者、障害者、ひとり親、若者、マイノリティ、移民、失業者、低所得者、低熟練者、劣悪な住居に住む人、不健康な人、家族崩壊にある人、長期間の社会扶助受給者、ホームレス、高い犯罪発生率の地域、貧困な地域などが該当すると思われる。

しかし、欧州委員会の近年の取り組みについては「社会的排除」を「労働市場からの排除」に焦点化していくような傾向も見受けられる。中村は、アムステルダム条約における『『社会的排除』と『統合』はあくまで通常の労働市場からの『排除』とそこへの『統合』に限定されている。『社会的排除』の中に例えば『ホームレス状態』が含まれているかどうかは、にわかに判定しがたい¹⁹と指摘している。

欧州委員会の「社会的排除」の概念は、その対象が「『変化の激しい労働市場から排除された人々』に適用される概念となり、「社会への包摂」が「労働市場への包摂」へと切り詰められかねない危険性をともなっている²⁰としている。民営化路線を突き進む小泉政権において、社会的排除の指標づくりがなされた場合、EU同様に「労働市場への包摂」へと切り詰められ、その他は自己責任論で片付けられることが危惧される。

3. 「社会的排除」概念活用への検証

確かに近年の貧困は、所得だけではなく、雇用問題、住宅問題、健康問題、社会的孤立などへと視野を拡大・深化した論議がなされるようになったことは時代の流れに即したものであろう。しかし、このような視点での貧困概念の展開がここ最近になって初めて行われたものではない²¹。過去にも貧困については、イギリスにおいてラウンダリーのライフサイクル分析やタウンゼントの社会的剥奪概念（social deprivation）において動態のおよび物質的資源以外の社会参加や関係性にまで広げた捉え方がなされていた。また、「これまでの貧困概念を否定して社会的排除の概念を採用するのであれば、むしろ物質的資源の不平等を覆い隠したり、排除された人々の行動様式などの病理的側面を強調する危険につながりやすい。さらに、社会的統合を狭く労働市場の参加に収斂させることによって、例えば女性やボランティアなどの不払い労働の価値を否定するような一面的な政策に結びつきやすい」との批判もあった²²。

そもそも、「社会的排除」という用語から発せられるイメージは強力であり、マイナスイメージが先行すれば、実態とは違うステレオタイプの偏見により、真実を覆い隠してしまう恐れがある。このような状態は、排除と認定された人々を新たに排除へと追い込み、新たなスティグマを生じさせる可能性もある。

IV. 日本における社会的排除の概念の活用

さて、これまで、国内外の「社会的排除」概念を筆者なりの解釈を加えながら、その共通性を見出すとともに、批判的検証も加えた。しかし、最も重要なことは以下の2点に絞ることができると思う。

- ①この概念が日本の社会政策上、有効活用できるのか
- ②有効活用するにはどのような手法が考えられるのか

1. 日本における対象範囲

社会的排除という用語は日本では最近、用いられる

ことが多くなったがまだまだ馴染みの浅い用語である。しかし、この概念を日本に当てはめてみると、社会的排除にあたる事例は多い。社会的排除の具体的事例として、ある種の職種や失業者に与えられる社会的偏見、公的扶助の捕捉率やスティグマの問題、低所得者さらには無年金者等やホームレス問題を含めた社会保障制度からの欠落、ひとり親世帯、高齢者、障害者に対する不利な稼働条件や雇用率の低さ、低所得世帯の劣悪な教育環境、国籍による差別、同和問題、高齢者世帯の社会的孤立等様々なケースが考えられる。

かつて日本では、社会政策によってハンセン氏病患者を社会的に排除してきた歴史がある。また、高校進学率が100%に近い日本で、いまでも生活保護世帯で高校進学が認められないというようなことがあれば、社会的排除に繋がっているであろう。これらの問題は欧州と同様に貧困問題とも深く関係している。周知の通り、ホームレスは社会的排除の極限的な形態として、日本でも無視できない社会問題となっている。岩田はホームレスが①貧困状態だけでなく、国民や地域住民の範疇に入らないグループ、②空間的集中、異質な文化や生活様式が社会不安を呼び起こす、③「滞在」や「占拠」における不法性が問われる、④人々が社会政策や福祉サービスあるいは政治的な権利から排除される、⑤ホームレス自身の問題だけでなく、「彼らを」社会の中を含むことにおける「われわれ」の困惑やいらだちの現れ、という点から社会的排除を代表する現象としている²³。また、庄谷らは、日本において「排除」として捉えるべき対象と生活困窮から排除にいたる恐れがある者に分けて、その対象をあげている²⁴。

よって、日本においても社会的排除の対象となるケースは顕在化しており、時代のニーズももはや、貨幣的な貧困概念だけでは捉えきれない状況にある事は確かである。

2. 「社会的排除」概念の定義と活用の問題点

日本で社会的排除と類似した概念として「社会的差別」があげられる。しかし、この差別の概念には必ずしも貧困という概念は盛り込まれていない。この点に

ついてはナスレポートやライブフリードの見解における、「排除は低所得を基準とする貧困とは同じではない」とする見解をだしている点と同様に考えることもできる。差別という用語自体がスティグマを賦与する実態も社会的排除と類似している。

このような日本の社会状況に照らし、社会的排除を筆者なりに定義するならば、「社会的排除は近代社会、ことに資本主義社会において生み出されたもので、ある集団ないしそこに属する個人が一般社会生活の枠外へ排除され、不平等、不利益を受ける過程およびその結果の状態である。そして、これらを生み出す背景には、排除する側のアイデンティティが深く関与している」である。社会的排除の状態に陥るリスクが高い対象としては、低所得者、ホームレス、失業者やある種の職業、低学歴者、高齢者、ひとり親、障害者、女性、伝染病者、犯罪者(犯罪歴のある者を含む)、同和地区、特定の人種、宗教、国籍などが挙げることができる。

この社会的排除の概念はこれらの実態を把握し、予防的対応策を組み立てるために用いるには極めて有効であると考えられる。なぜならば、現在の状態や結果ではなく、なぜこのような状態や結果を招いたのかというプロセスに焦点を当てることができるからである。しかし、この概念がプロセスに焦点を当てるとしても、その場面の一つひとつはある状態、つまり結果を現しているにすぎない。医学的に表現すれば「早期発見、早期治療」とよく似ている。よって、そのアプローチ箇所を明確にするには明確な指標が必要不可欠ということになる。ならば、概念として社会的排除を積極的に取り入れながらも、実務的には剥奪deprivationの理論を用いることが有効であると考えられる。

しかし、どのような概念規定がなされようとも、これらの考えが社会福祉政策に具体的な形として現れなければ意味がない。最後にこの疑念について以下の4点を問題提起しておきたい。

- ①貧困概念を拡大した社会的排除概念では所得から生活過程まで評価対象が拡大される。そもそも貧困実態が明らかにされないままに、この概念を用いることは、かえって問題の焦点がぼやけてしま

- うのではないか。
- ②社会的排除概念により問題や課題も生活全般から導かれることになる。よって、当然、単に社会福祉分野の枠に治まる問題ではなくなる。各行政機関の横断的な対応が求められる社会的排除概念の活用は、日本の福祉行政においては困難ではないか。
- ③よって、日本特有の縦割り行政のなかでの機能不全は、制度の狭間に落ちる者を救うことができずに、新たな社会的排除を生む危険性を孕んでいるのではないか。
- ④排除の範囲をどう設定するのが望ましいのだろうか。誰からどのような排除を受けてきたのかを評価していく過程は結局のところ剥奪の概念と同様になるのではないか。
- ⑤社会的排除の概念を用いることでどのような新たな展開があるのか。例えば、ホームレス問題を取りあげると、すでに議論の中心は所得に限定されず、制度、住居、就労、人権問題と幅広い。

【註】

- 1 今回の論文中で扱う時期において、日本の社会的排除に関する研究としては「社会保障研究」141号（2002, Winter）で社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」と題して特集を組み、海外の社会的排除についての状況が報告されている。また、岩田正美「新しい貧困と『社会的排除』への施策」三浦文夫監修宇山勝儀・小林良二編著『新しい社会福祉の焦点』光生館（2004）や杉村宏「日本における貧困と社会的排除」教育福祉研究第10-（1）号、北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野（2004）、岩田正美・西沢晃彦編著「貧困と社会的排除－社会福祉を蝕むもの」ミネルヴァ書房（2005）などがあげられる。
- 2 Atkinson, Rob (1999) *Citizenship and the struggle against social exclusion*, in Jet Bussemaker (ed.), *Citizenship and Welfare State Reform in Europe*, Routledge, 158.
- 3 都留民子『フランスの貧困と社会保護－参入最低限所得（RMI）への途とその経験－』法律文化社，47，（2000）
- 4 前掲書3：51.
- 5 Ruth Levitas, *What is social exclusion?*, Breadline Europe *The measurement of poverty*, 2000, The Policy Press, 357.
- 6 小笠原浩一「イギリス『社会的排除』対策と社会政策〈市民主義化〉の現地点」、『海外社会保障研究』No.141, 国立社会保障・人口問題研究所, 19, (2002).
- 7 小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂編『欧米のホームレス問題（上）－実態と政策－』法律文化社, 113-114, (2003).
- 8 前掲書7：12.
- 9 遠藤美奈「『健康で文化的な最低限度の生活』の複眼的理解－自立と関係性の観点から－」, 齋藤純一編『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 170-171, (2004).
- 10 前掲書7：4.
- 11 都留民子：フランスの「排除Exclusion」概念－わが国の社会問題に使用することは可能か－, 海外社会保障研究No.141, 国立社会保障・人口問題研究所, 4, (2002).
- 都留民子：フランスの貧困と社会保護－参入最低限所得（RMI）への途とその経験－, 64, (2000).
- 12 岩田正美：英国社会政策と「社会的排除」－近年のホームレス政策の混乱をめぐって－, 海外社会保障研究No.141, 国立社会保障・人口問題研究所, 29, (2002).
- 13 所道彦：イギリスにおける社会保障政策の展開－ソーシャル・エクスクルージョンとニューディール：寺久保光良・中川健太郎・日比野正興編：大失業時代の生活保護法, 239, (2002).
- 14 遠藤美奈「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解－自立と関係性の観点から－, 齋藤純一編：『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 172, (2004).
- 15 岡部卓：地域福祉と社会的排除－ホームレス支

- 援の課題と展望－, 人文学報No.339 社会福祉学
19, 東京都立大学人文学部, 70, (2003).
- 16 石塚秀雄「今日の福祉国家における貧困及び社会的な排除との戦い」月刊福祉2001年8月号, 36.
- 17 杉村宏「日本における貧困と社会的排除」, 『教育福祉研究』第10－(1)号, 北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野, 65, (2004).
- 18 前掲書: 65-68.
- 19 中村健吾「EUにおける「社会的排除」への取り組み」, 『海外社会保障研究』No.141, 国立社会保障・人口問題研究所, 57, (2002).
- 20 前掲書7: 15.
- 21 Hill, J., Le Grand, J., Piachaud, Understanding Social Exclusion, Oxford University Press, 2002.
- 22 岩田正美「新しい貧困と『社会的排除』への施策」三浦文夫監修宇山勝儀・小林良二編著『新しい社会福祉の焦点』光生館, 241-242, (2004).
- 23 前掲書21: 246.
- 24 庄谷らは、日本において「排除」として捉えるべき対象として、部落問題、ハンセン病の問題、外国人問題（在日韓国・朝鮮人問題など定住外国人および戦後高度成長期以後、出稼ぎ労働者として来日した外国人労働者問題、在日無年金高齢者問題）などをあげている。さらに生活困窮から排除にいたる恐れがある者として、原爆被爆者、水俣病患者ら公害病患者、精神障害者、無年金障害者・単身高齢女性、母子世帯、雇用保険受給条件を満たさない日雇労働者、自営業倒産者、責務を抱えて野宿を余儀なくされた人々などをあげている。
- 庄谷怜子・布川日佐史「ドイツにおける社会的排除への対策」, 『海外社会保障研究』No.141, 国立社会保障・人口問題研究所, 38, (2002).
2. 遠藤美奈「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解－自立と関係性の観点から－, 齋藤純一編: 『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家／社会的連帯の理由』, 170-171, ミネルヴァ書房(2004).
3. 小笠原浩一: イギリス「社会的排除」対策と社会政策<市民主義化>の現地点, 海外社会保障研究No.141, 18, 国立社会保障・人口問題研究所(2002).
4. 岡伸一: 趣旨 社会保障の新たな視点: 「社会的排除」と「社会的統合」, 海外社会保障研究No.141, 2, 国立社会保障・人口問題研究所(2002).

【参考文献】

1. 岩田正美「英国社会政策と『社会的排除』－近年のホームレス政策の混乱をめぐって－」, 『海外社会保障研究』No.141, 29, 国立社会保障・人口問題研究所(2002).

